

◇ マンションライフを快適に ◇

～ NPO 法人 千葉市マンション管理組合協議会 ～

◇ 第29回法律問題研修会 ◇

弁護士が伝える マンション管理に関する法律と実例

◇◆◇ 昨年は区分所有法・マンション管理適正化法などの改正案が公布され、本年4月1日から全面的に施行されました。本研修会では、日常のマンションライフにおける法律の関与、改正されたマンション関係法令を上手に活用することによる滞納問題の新しい解決方法等について、千葉市マンション相談会で多数の実績がある弁護士先生から具体的解決策や実例をおうかがいします。 ◇◆◇

日 時： 令和 8年9月26日(土) 14時 00分から (開場 13:30)

場 所： 高洲コミュニティセンター 2階講習室2・サークル室2

JR 京葉線：稲毛海岸駅南口 徒歩6分

テーマ： 第一部：マンションの基本的な法律知識(マナー違反の裁判例等)

第二部：滞納問題(新たな法律的解決方法もできました)など

講 師： 小林春雄 弁護士 (千葉市分譲マンション相談連絡協議会会長)

山口玲子 弁護士 (同 上 会員)

参加費： 300 円 (但し会員無料)

定 員： 40名 (予約制・先着順)

主 催： NPO 法人 千葉市マンション管理組合協議会

後 援： 千葉市

※ 千葉市内外のマンションにお住いの皆様、マンション管理組合活動に関心のある皆様のご参加をお待ちしております。

※ 感染症対策は自己判断ではありますが前向きにご検討ください。

(申込・問合せ先)

NPO 法人 千葉市マンション管理組合協議会 事務局

TEL : 090-4078-4703 FAX : 043-279-1552

E メール: teru_koide@yahoo.co.jp

【会場】

高洲コミュニティセンター

千葉市美浜区高洲3丁目12番1号

▶電車でお越しの方

JR京葉線「稲毛海岸」駅南口 徒歩6分

▶お車でお越しの方

カーナビでは「高洲コミュニティセンター」

又は「電話番号：043-277-3000」で検索。

国道14号・357号 稲毛浅間神社前交差点より

海浜松風通りに 約6分

駐車場102台（別途：優先駐車スペース3台）



令和8年9月26日（土） 第29回法律問題研修会

申 込 用 紙

（申込・問合せ先）

NPO 法人 千葉市マンション管理組合協議会 事務局

FAX : 043-279-1552

Eメール: teru_koide@yahoo.co.jp

管理組合名

理事長：

住所： 〒（ — ）

連絡先電話番号：

TEL：

・参加者氏名：

職位：

TEL：

・参加者氏名：

職位：

TEL：

・参加者氏名：

職位：

TEL：

講演者への質問事項：

◆ご提供戴いた個人情報は今研修会に関する連絡以外に無断で利用する事はございません。